資料１

（仮称）第２期人権教育・啓発推進計画策定方針（案）

１．計画策定の背景

◆本市では、平成９年７月に「和泉市人権擁護に関する条例」を制定し、この条例が目指す人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もってすべての市民が誇りと期待をもってお互いを尊重し合いながら豊かさを共有する和泉市の実現するため、平成１１年に人権教育のための国連和泉市行動計画、平成１９年に和泉市人権教育のための新計画、平成２９年に和泉市人権教育・啓発推進計画を策定し、人権課題の解決に向けた施策を推進してきた。令和８年度末で和泉市人権教育・啓発推進計画の計画期間が終了となることから、今日の状況を踏まえ、人権課題の解決を目指す総合的な取組を引き続き推進するため、計画を策定する。

和泉市におけるこれまでの取組

計画年度	計　画	内　容
H11～H16	人権教育のための国連和泉市行動計画	人権に関する様々な課題の解消だけでなく、豊かな人権文化を築くための人権教育という考え方の普及に努め、さまざまな課題を含む包括的な人権教育を推進
H19～H28	和泉市人権教育のための新計画	講義型の学習だけでなく、参加体験型など多様な形の学習の場の提供や、市民講師派遣、互いに支えあいエンパワーメントを高めるための事業の充実などで総合的な人権教育を推進
H29～R8	和泉市人権教育・啓発推進計画	「あらゆる場所で」「すべての人の人権」を視野に入れた普遍的な人権意識の高揚を図るための人権教育を推進

２．計画の概要

◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第５条の規定に基づく計画

◆和泉市人権擁護に関する条例第２条の規定に基づき、本計画では人権教育及び人権啓発の推進に関する必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

◆現計画の「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、多様性を認め合う人権尊重のまちづくり」の基本理念を引き継ぐ。

◆社会情勢や人権問題に関する環境の変化や個別の人権課題に関する法律の施行等を受けた見直しも行い、これまでの取組を発展させた新たな施策展開を図る。

３．計画の基本的な考え方

◆前例にとらわれない、新しい提案を積極的に取り入れる。

◆基本理念「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、多様性を認め合う人権尊重のまちづくり」のもとに和泉市独自に重点的に取り組む人権施策と課題を定める。

◆人権課題に関連する施策は多岐に渡るため、法務省が具体的な課題として掲げる「啓発活動強調事項」を基本に、和泉市の状況も踏まえ、和泉市独自の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定する。

◆本市の各種計画を横断的にマネジメントできる計画とする。

◆調査結果や具体的な事例等、エビデンス（根拠）に基づく十分な検証を行い、柔軟な見直しが行える計画とする。

◆課題別施策については、活動指標・成果指標＊と目標を設定する。
また、施策の実施状況変化に応じて原因分析を行い、施策を見直す。

「活動指標」とは：事務事業として何をどれだけ実施したかを示すもの
「個別目標の具体的な成果を示す要素であること」と「定期的に数値を測ることができること」とする

「成果指標」とは：活動の結果、目的に照らしてどのような成果があったかを示すもの
「個別目標が達成された状態」における達成レベルを数値として設定する

４．計画策定にかかる協議及び意見聴取の場

◆庁内体制（資料３　推進体制体系イメージ図）
「和泉市人権擁護施策推進本部」において、計画策定に向けて検討する。
各課へのヒアリングを行う。

◆和泉市人権擁護審議会
和泉市人権擁護に関する条例第８条の規定に基づき、審議を行う。
和泉市男女共同参画審議会と連携する。

◆市民意識調査等
人権に関する市民の意識・実態等を把握するため、市民意識調査（和泉市人権擁護に関する条例第６条）を実施するとともに、フォーラム、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取する。

５．計画の位置づけ

◆国及び大阪府が策定した関連計画及び和泉市総合計画・和泉創発プランをはじめ、市が策定している計画等と整合性を図り策定する。

◆計画策定過程において、（仮称）第４期男女共同参画行動計画と相互に連携する

６．見直しのポイント

◆和泉市独自の計画とする。

◆前例にとらわれない、新しい施策を積極的に取り入れる。

◆調査結果や具体的な事例等、エビデンス（根拠）に基づく計画とし、状況変化に応じて柔軟な見直しを行う。

◆課題別施策について、成果指標・活動指標と目標を明確にすることにより、本市の各種計画の横断的なマネジメントを行う。

◆アクションプランにより、関係各課の取組の進捗状況の管理を行う。

◆「自助・共助・公助」の相互の連携を行う。

７．計画期間

令和９年度から令和１８年度　１０年間

※状況に応じて中間見直しを行う

８．計画の構成イメージ

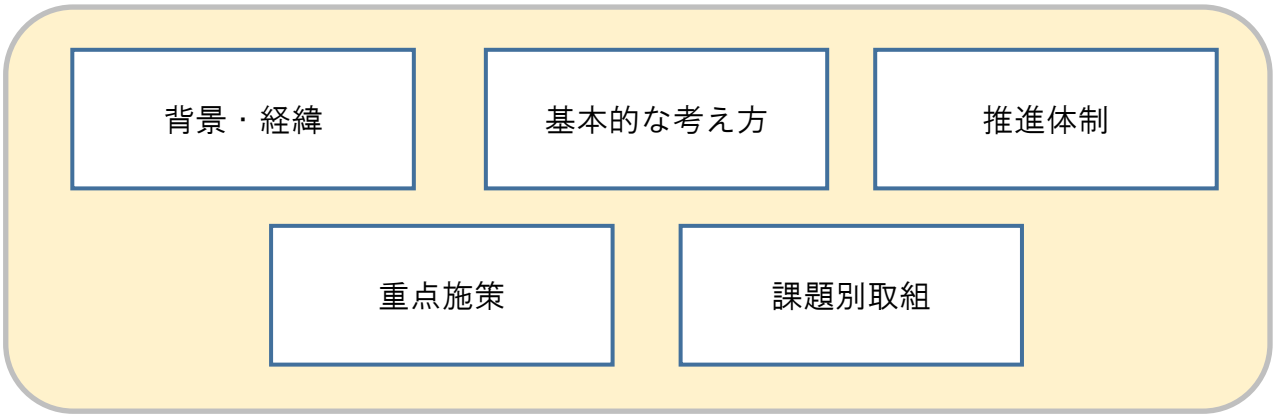

９．計画策定のスケジュール

日　程	内　容
令和７年２月	和泉市人権擁護推進本部の開催 人権教育・啓発推進計画策定方針（案）の審議
令和７年６月	和泉市人権擁護審議会の開催 人権教育・啓発推進計画策定方針の策定
令和７年７月	事業者選定（公募・契約）
令和７年１１月	和泉市人権擁護審議会の開催
令和７年１１月	市民意識調査
令和８年４月	和泉市人権擁護推進本部の開催
令和８年５月	和泉市人権擁護審議会の開催
令和８年７月	和泉市人権擁護推進本部の開催 人権教育・啓発推進計画（素案）の審議
令和８年８月	和泉市人権擁護審議会の開催 人権教育・啓発推進計画（素案）の諮問
令和８年１０月	和泉市人権擁護審議会の開催 人権教育・啓発推進計画（素案）の答申
令和８年１２月	和泉市議会第４回定例会 人権教育・啓発推進計画（素案）の協議会報告
令和９年１月	パブリックコメント
令和９年２月	和泉市人権擁護本部の開催 人権教育・啓発推進計画策定報告

資料1　主な関係法令

分　野	名　称	施行年
人権全般	人権擁護委員法	昭和 24 年
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年
女性	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39 年
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47 年
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 年
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27 年
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和 6 年
こども	学校教育法	昭和 22 年
	児童福祉法	昭和 23 年
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11 年
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年
	教育基本法	平成 18 年
	子ども・若者育成支援推進法	平成 22 年
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 年
	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成 29 年
高齢者	老人福祉法	昭和 38 年
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 年
	高齢社会対策基本法	平成７年
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成18年
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年
障がい者	身体障害者福祉法	昭和 25 年
	知的障害者福祉法	昭和 35 年
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35年
	障害者基本法	昭和 45 年
	身体障害者補助犬法	平成 14 年
	発達障害者支援法	平成 17 年
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成18年
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成24年
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	平成25年
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 28 年
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成31年

分 野	名 称	施行年
同和問題	部落差別の解消の推進に関する法律	平成28年
外国人	出入国管理及び難民認定法	昭和26年
	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	平成３年
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 年
HIV 感染者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成 11 年
ハンセン病	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 21 年
こころの病	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 年
犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法	平成 17 年
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成 12 年
ホームレス	生活保護法	昭和 25 年
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14年
	生活困窮者自立支援法	平成 27 年
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 16 年
	性的指向及びジェンダーアイデンティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	令和 5 年
職業や雇用	労働基準法	昭和22年
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成４年
	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成５年
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 14 年
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成15年
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成21年
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	平成 26 年
	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律	令和 7 年
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 15 年
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18年
アイヌ民族	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元年
個人情報保護	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年
その他	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成 18 年
	自殺対策基本法	平成18年
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成 19 年
	探偵業の業務の適正化に関する法律	平成 19 年
	再犯の防止等の推進に関する法律	平成 28 年

資料2　令和7年度啓発活動協調事項(法務省)

＊法務省の人権擁護機関では、毎年その年度の「啓発活動重点目標」を定めるとともに、具体的な課題として、「啓発活動強調事項」として掲げ、人権活動を実施している。

人権課題	内 容
1.女性の人権を守ろう	家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
2.こどもの人権を守ろう	いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題が深刻化しています。こどもが一人の人間として、また権利の享有主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
3.高齢者の人権を守ろう	高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
4.障害を理由とする偏見や差別をなくそう	障害のある人が雇用の場面で差別待遇を受けたり、車椅子での公共交通機関の利用、アパートやマンションへの入居及び店舗でのサービスの提供等を正当な理由なく拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。
5.部落差別（同和問題）を解消しよう	部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第６条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。 　また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。
6.アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

人権課題	内 容
7.外国人の人権を尊重しよう	外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。
8.感染症に関連する偏見や差別をなくそう	エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。
9.ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう	ハンセン病対策については、かつて採られた強制的な隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。 ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。
10.刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう	刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。
11.犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう	犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
12.インターネット上の人権侵害をなくそう	インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信するといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるもので、決してあってはなりません。 個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。
13.北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。
14.ホームレスに対する偏見や差別をなくそう	ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

人権課題	内 容
15.性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう	性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。
16.人身取引をなくそう	人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
17.震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう	震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。
18.ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう	「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

資料３　推進体制体系イメージ図

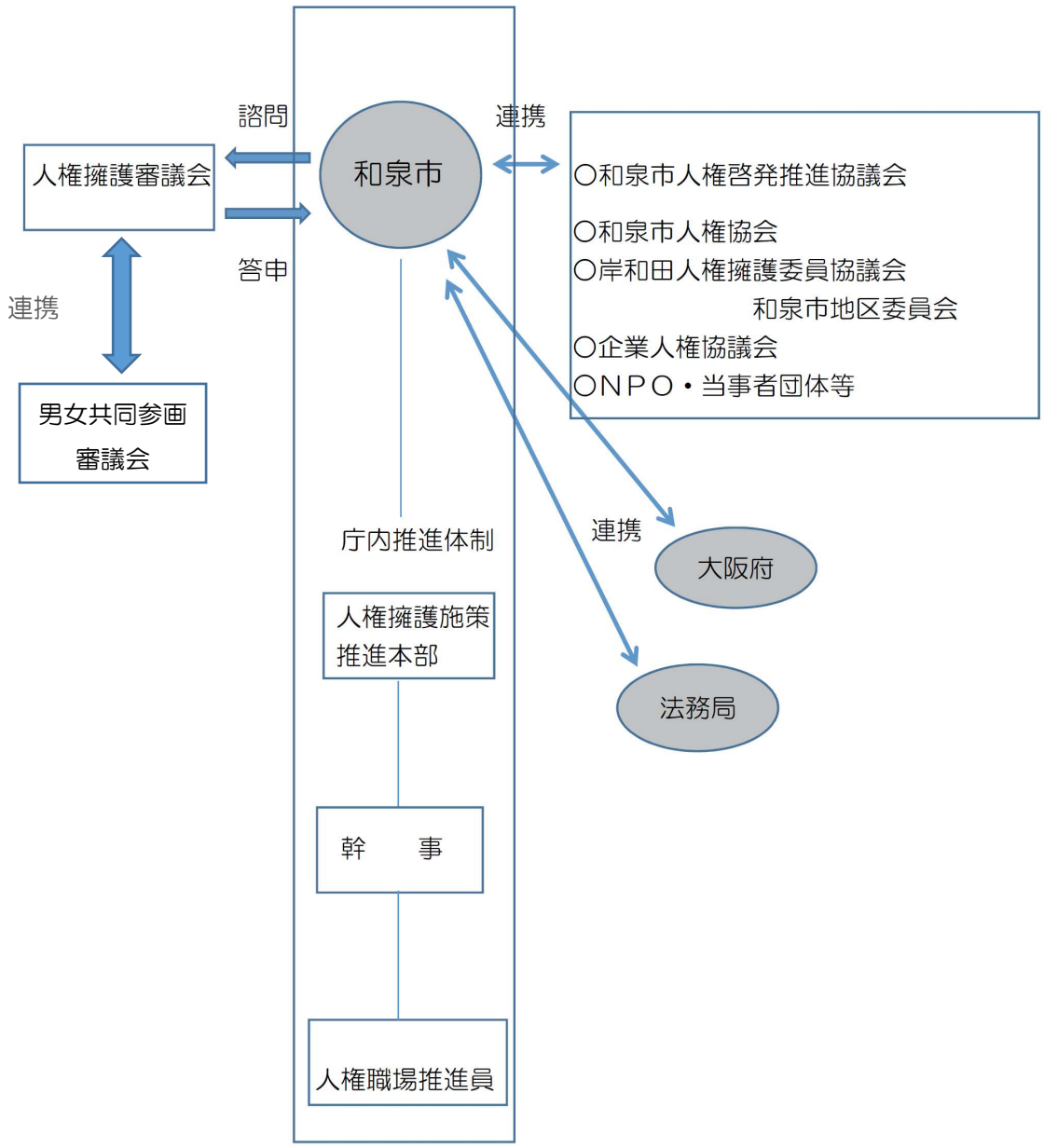

＜参考＞

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■和泉市人権擁護に関する条例（抜粋）

（目的）

第１条　この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もってすべての市民が誇りと期待をもってお互いを尊重し合いながら豊かさを共有する人間都市和泉市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　和泉市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

（意識調査等の実施）

第６条　和泉市は、前２条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

（審議会）

第８条　和泉市は、第６条の調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、和泉市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が定める。

■市民意識調査の考え方（和泉市人権擁護に関する条例第６条）

標本調査であることから、調査対象を抽出する上で生じる標本誤差を考慮した上で調査結果を分析する。

また、母集団における意識・意見を推定することができる。

社会調査では、信頼度９５％（同じ調査を調査対象を変えて実施した場合、１００回中９５回までは同様の回答結果が得られると考えてよい）の水準が一般的である。

また、母集団から対象となる人たちを無作為で選ぶことから、標本の抽出方法が全く同じだとしても、対象者は入れ替わりうる。国が実施している社会調査では、標準誤差率を５％程度におさめるようにする設計が行われていいます。

本調査については、より精度の高い標本誤差の許容範囲を３％、信頼度９５％を目標とするものである。

本市の住民基本台帳に登録されている満１６歳以上の市民から無作為に抽出した男女３，０００人に対して実施

前回平成２８年度市民意識調査結果：標本誤差３．３％　信頼度９５％